

[事案 2022-327] 契約解除取消請求

・令和5年7月21日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

虚血性心疾患により、令和4年7月に3日間、同年10月に3日間入院したため、令和4年7月に契約した組立型保険および医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、給付金は支払われたが、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

(1) 先行告知の後、契約は令和4年5月に受けた健康診断結果（以下「健診結果」）が届いてから行うことにしていたが、結果が要精密検査であったため、募集人に対し、今回の結果で再審査をしたらどうかと提案したところ、募集人から、「前回の健診結果で通したので大丈夫」と言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人には、告知項目について正しくありのままを告知する義務があるところ、重篤な疾患である狭心症に関する告知がなく、申立人の告知義務違反は明らかである。
- (2) 申立人が本契約の申込みの際に健診結果を持参した理由は、がんに関する異常がないことを確認するためであり、募集人が、申立人が主張している、「前回の結果で大丈夫」と拒否した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の状況の確認と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められる一方で、募集人による告知妨害等があったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 健診結果は、心電図が要精密検査の判定になっており、告知事項に該当することが認められる。
- (2) 募集人は、事情聴取において、先行告知から申込みまでの間に新たに告知事項に該当する事実が判明した場合、告知の追加補正を行う等の手続をすることが通常であるところ、健診結果を見せられた際、心電図が要精密検査であったことを申立人から相談されたにもかかわらず、その時は新たな告知事項に該当するとまで思いが及ばなかったと陳述している。
- (3) 本契約は、他社の医療保険からの乗換契約であるが、乗換えの場合には、乗換前契約で保障されるものが、乗換後契約では保障されなくなるというリスク等があることに鑑み、慎

重な対応が求められる。

- (4) 募集人が告知の追加補正等の手続を行えば、保険会社の引受審査の結果によっては乗換えがされなかった可能性もあったが、本件では、結果として他社の医療保険は解約され、本契約も契約解除された。